

## ハケ岳ふるさと倶楽部 趣意書・会則

2000・07・08 制定 2006・02・04 改正  
2007・02・03 改正 2009・02・10 改正  
2015・02・13 改正 2016・01・30 改正  
2017・01・28 改正 2018・04・14 改正

### 1.会の名称

- ・この会の名称は「ハケ岳ふるさと倶楽部」とします。

### 2.会の目的

ハケ岳に移り住む人々のゆるやかなネットワーク

- ・地域の自然と文化を学び合う
- ・農と手作りに親しむ暮らしづくり
- ・知縁を生かした仲間づくり

### 3.会の活動(“知縁”の取り組み)

- ・会の運営は、総会で決めます。
- ・会員自身が企画し、どれに参加するかは、ひとり一人の自由とします。
- ・この会の取り組みは、従来の地縁や血縁、また会社の社縁の関係ではなく、ひとり一人が知り合い、知恵と知識を出し合う“知縁”の取り組みです。

おおよそ、次のテーマが考えられます。

#### ★ 親睦・知り合う

- ・ハケ岳に暮らす縁で、まず知り合うことからすべてが始まります。
- ・「地域とのお付き合いは？」お互いの情報交換しましょう。
- ・「ちいさなコンサート」や「午後のティーパーティー」など、気軽なつどい。

#### ★ 学ぶ

- ・ハケ岳の自然や歴史を知れば、ここでの暮らし方も変わるかも知れません。
- ・会員の中には様々な専門家も。時には講師、時には生徒。趣味や知的刺激の輪が広がります。

#### ★ 暮らしを創る

- ・野菜づくり、ガーデニング等の技術情報交換。
- ・手づくり食品等の講習会で暮らしを豊かに。

#### ★ 相互扶助・助け合い

- ・困ったこと。そしてその解決方法は・・・。
- ・誰かに頼みたい。仲間がいれば、お互い様です。
- ・歳をとって一人になったら、グループハウスもいいかもね。

#### ★ 地元の人々との交流

- ・この地域の気候風土にあった漬け物作りを、地元の名前から学ぶ。
- ・地域の風俗や習慣を地元のお年寄りから話を伺う。
- ・地元の人々とも協力し、よりよい地域づくりを。

### 4.会員

#### \* 会員の資格

都会からハケ岳エリア(山梨県北杜市・韮崎市・長野県茅野市・富士見町・原村・南牧村など)にふるさと情報館を通して移り住んだ人・週末利用の人・土地のみ購入して田舎暮らしを夢みる人。

#### \* 会費

年会費(一世帯)1,500円(会報の編集・印刷・発送・封筒・コピー費・その他の活動費等)  
支払い期限:毎年5月末  
(会計年度は4月～3月。10月以降入会者は初年度半額)  
各企画・行事の参加費は、行事の運営の必要経費と会の運営費(100円)を合計した金額とします。

### 5.会の運営

#### \* 総会

年1回、4月に開催します。

#### \* 運営委員会

- ・ふるさと倶楽部の運営は運営委員会によって行われます。
- ・毎月1回運営委員会を開催します。

- ・代表・副代表・事務局・会計・ホームページ担当を設けません。
- ・会全体の企画調整を担当します。
- ・会報誌「ハケ岳」の発行およびホームページの運用・管理を行います。

#### \* 運営委員

- ・倶楽部会員であれば、どなたでも運営委員になれます。
- ・会員の概ね10世帯が運営委員となり、任期は2年(総会～総会)で、毎年半数が交代します。
- ・行事の企画・運営、会報の発行、ホームページの運営、会員名簿の管理などを行います。
- ・会員や同好会などが企画提案された場合、運営委員がお手伝いします。

#### \* ふるさと倶楽部談話室(理科室)

- ・ふるさと倶楽部談話室(理科室)の運営は、運営委員会のもと、スタッフ、サポーターが原則として独立採算にて行います。
- ・その運営は、このふるさと倶楽部の趣意書・会則に則り行います。

#### \* 同好会

- ・趣味やスポーツなど、ふるさと倶楽部会員のための自主的なグループです。
- ・設立は複数の会員の発案に基づき、運営委員会の承認を経て行い、会員募集は会報及びホームページにより行います。

#### \* ふるさと倶楽部連絡先

住所 山梨県北杜市高根町村山北割 146-4

ふるさと情報館ハケ岳事務所内

TEL:0551-46-2116 FAX:050-3737-1293

Mail: member@8furusato.hiho.jp

### 6.会の遵守事項

- ① お互いに拘束することなく、何に参加するかは、個人の自由とします。
- ② 会合や行事に参加する場合は、開始時間までに集まりましょう。参加できなくなった場合や集合時間に遅れる場合は、必ず企画担当者まで連絡しましょう。
- ③ 個人の思想・信条はお互いに尊重しあい、会としては政治・宗教・社会運動に係わらないこととします。
- ④ 会員の催し物や仕事のPRについては、運営委員会の承認を得た「チラシ」を作成し「会報」発行時に同封し、個々が全会員を対象としたDMは行わないこととします。
- ⑤ 「会員名簿」を他人に貸与するなど、会の活動以外に利用することを厳禁とします。
- ⑥ 怪我と弁当は自分持ち。会の活動中に起った事故は、すべて自己責任とします。会の活動中の万一の自動車事故の場合は、車の破損は運転者持ち、同乗者の傷害は同乗者本人持ちとします。
- ⑦ 倶楽部として慶弔事は行わない。対応はそれぞれの「自然の発露で」  
会員の「訃報」は、会報で会員に伝えます。

### 7.その他

この会則に定めなき事項については運営委員会で協議・決定します。

以上